

○ 協同組合による金融事業に関する法律施行令第三条第十二項第四号並びに協同組合による金融事業に関する法律施行規則第五十条の四第二項、第五十一条第二項及び第四項から第六項まで、第五十二条第一項及び第二項並びに第五十四条の規定に基づき合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官が定める者等を定める告示（平成二十六年金融庁告示第五十七号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
協同組合による金融事業に関する法律施行令第三条第十二項第四号並びに協同組合による金融事業に関する法律施行規則第五十条の四第二項、第五十一条第一項、第二項及び第四項から第六項まで、第五十二条第一項及び第二項並びに第五十四条の規定に基づき合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官が定める者等を定める告示 (貸出金から除かれるもの)	協同組合による金融事業に関する法律施行令第三条第十二項第四号並びに協同組合による金融事業に関する法律施行規則第五十条の四第二項、第五十一条第二項及び第四項から第六項まで、第五十二条第一項及び第二項並びに第五十四条の規定に基づき合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官が定める者等を定める告示 〔条を加える。〕
第一条の二　規則第五十一条第一項に規定する金融庁長官が定めるものは、第三条第一号に掲げる取引に係るものとする。 (債務の保証)	第二条　規則第五十一条第二項に規定する金融庁長官が別に定める

ものは、自己資本比率告示第四十九条第一項の表百の項の中欄六に掲げる取引（一般的な債務の保証に限り、取引対象資産が貸借対照表（規則第五十一条第一項に規定する貸借対照表をいう。）に計上されるものを除く。）とする。

（規則第五十一条第四項各号に掲げる勘定に計上されるものから除かれるもの）

第二条の二 規則第五十一条第四項に規定する金融庁長官が定めるものは、次条第一号及び第三号に掲げる取引に係るものとする。

（債務の保証以外のオフ・バランス取引等）

第三条 規則第五十一条第四項に規定する金融庁長官が別に定めるものは、次に掲げる取引とする。

一 自己資本比率告示第一条第十号に規定するレポ形式の取引及

び信用取引その他これに類する海外の取引

二 自己資本比率告示第四十九条第一項の表十の項から百の項まで及び同条第二項の表の中欄に掲げる取引（第二条に該当するもの及び現金又は有価証券による担保の提供を除く。）

ものは、自己資本比率告示第四十九条第一項の表百の項の中欄六に掲げる取引（一般的な債務の保証に限り、取引対象資産が貸借対照表（規則第五十一条第一項に規定する貸借対照表をいう。）四条において同じ。）に計上されるものを除く。）とする。

「条を加える。」

第三条 「同上」

（債務の保証以外のオフ・バランス取引）

「号を加える。」

一 自己資本比率告示第四十九条第一項の表十の項から百の項まで及び同条第二項の表の中欄に掲げる取引（前条に該当するもの及び現金又は有価証券による担保の提供を除く。）並びに自己資本比率告示の規定により与信相当額が算出される現金又是有価証券による担保の提供

二・三 「同上」

（オフ・バランス取引の信用の供与等の額の算出方法）

三・四 「略」

〔条を削る。〕

第四条・第四条の二　【略】

(規則第五十二条第一項及び第二項の信用の供与等の額の計上又は算出の方法)

第五条の二 次の各号に掲げる信用の供与等の額は、当該各号に定める方法により計上され、又は算出される額とする。

一 トレーディング勘定（自己資本比率告示第十六条の三に規定するトレーディング勘定をいう。）に係るもの（規則第五十二条第六項の規定により信用の供与等の額を計上し、又は算出するものを除く。）自己資本比率告示第六章の四第三節第三款（第二百四十六条の二十の二第六号を除く。）に定める方法に準じて次に定めるところにより算出する方法

イ 自己資本比率告示第二百四十六条の二十第一項第六号の規定にかかるらず、ネットのJTDリスク・ポジションにリスク・ウェイトを乗じないものとする。

ロ 自己資本比率告示第二百四十六条の二十の二第三号の規定にかかるらず、同条第一号の算式中の α は百パーセントとする。

第四条 前二条に定めるものの信用の供与等の額は、自己資本比率告示の規定により算出される与信相当額（当該信用の供与等の額が規則第五十一条各項に規定する貸借対照表の勘定に計上される場合においては、当該信用の供与等の額を除く。）とする。

第四条の二・第四条の三　【同上】

〔条を加える。〕

ハ JTĐが正の値をとるもののみを算出の対象とするものとする。

二 第二条に定めるもの 自己資本比率告示第四十九条第一項及び

第三項に定める方法

三 第三条第一号に掲げる取引 自己資本比率告示第四章第六節

第三款に定める方法

四 第三条第二号に掲げる取引 自己資本比率告示第四十九条に

定める方法

五 第三条第三号に掲げる取引 自己資本比率告示第五十一条に

定める方法（自己資本比率告示第一条第九号に規定する標準的手法を採用する信用協同組合等が自己資本比率告示第五十二条又は第五十三条に定めるところにより与信相当額を算出する場合にあっては、その方法）

六 第三条第四号に掲げる取引 自己資本比率告示第二百二十四

条の四に定める方法

（信用の供与等の額から控除される額）

第七条 規則第五十二条第一項第八号に規定する金融庁長官が定める額は、法第六条第一項において準用する銀行法第十三条第一項

本文に規定する信用協同組合等の同一人に対する信用の供与等の額に係る次に掲げる額の合計額とする。

〔一～五 略〕

六 規則第五十一条第四項第十号イ及びハに掲げる勘定に計上さ

（信用の供与等の額から控除される額）

第七条 「同上」

六 規則第九十六条第四項第九号イ及びハに掲げる勘定並びに自

れるもの並びに第三条に定めるものに係る信用の供与等の額のうち当該信用の供与等を行う原因となつた派生商品取引を時価評価することにより算出した再構築コストの額（零を下回る場合に限る。）を零から差し引いた額

備考 表中の「」の記載は注記である。
〔七・八 略〕

自己資本比率告示の規定により与信相当額が算出される現金又は有価証券による担保の提供に係る信用の供与等の額のうち当該信用の供与等を行う原因となつた派生商品取引を時価評価することにより算出した再構築コストの額（零を下回る場合に限る。）を零から差し引いた額

〔七・八 同上〕